

令和 5 年 3 月改定

令和 7 年 5 月改定

公益社団法人日本工学アカデミー東北支部内規

第 1 章 総 則

第 1 条 社団法人日本工学アカデミー（以下、アカデミーという）東北支部(以下、支部という)の組織及び運営については、アカデミー定款等アカデミーの定めるもののほか、本内規の定めるところによる。

第 2 条 支部は、青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島の各県に関係するアカデミー会員をもって組織する。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 支部は、アカデミーの設立主旨である日本の工学・科学技術全般の発展に寄与するとともに、科学技術に関わる産学官の指導的立場にある者の団体であることを基盤として、支部会員への情報や交流の場の提供ならびに地域社会との共創活動に寄与し、併せて支部会員相互の協調と親睦を図ることを目的とする。また、他の支部との交流、連携を図る。

第 4 条 支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) アカデミー会長から付託された事業
- 2) 地域社会の啓発活動に関連する事業
- 3) 地域の活性化に関連した講演会・研究発表会・講習会等の開催
- 4) その他、目的を達成するための事業

第 3 章 支部役員

第 5 条 支部に次の役員をおく。

- 1) 支部長 1 名
- 2) 副支部長 3 名以内
- 3) 支部理事 15 名程度
- 4) 専務理事 1 名

2 他に、名誉理事、名誉顧問を置くことができる。

(役割)

第 6 条 支部長は、支部の活動を総理し、支部を代表する。

第 7 条 副支部長は、支部長の任務を補佐する。

第 8 条 支部理事は、専務理事を中心として、支部の活動を企画・実施するとともに、アカデミー活動の分担を通して、アカデミー全体に寄与する役割を担う。

(任期)

第 9 条 支部長及び副支部長の任期は 1 期 2 年とし、再任を可とする。

第 10 条 支部理事の任期は 1 期 2 年とし、再任を可とする。

補足：但し東北支部発足時の役員の任期については、令和 2 年 12 月 15 日から令和 5 年 5 月 31 日までとする。（＊令和 5 年 3 月 31 日から令和 5 年 5 月 31 日に変更）

第 4 章 支部長・副支部長の選任

- 第11条 支部長は、支部理事会の構成員の推薦により選任する。
- 2 支部長は、支部理事あるいは理事経験者の中から選任されるものとする。
- 第12条 支部長は、会員の中から支部理事を指名する。
- 第13条 支部長は、支部理事の中から副支部長を、支部理事会の承認を得て、指名する。
- 2 副支部長の選任に当たっては、支部理事の経験を考慮する。
- 第14条 支部長は、名誉理事、名誉顧問を会員の中から指名することができる。

第 5 章 支部理事会

- 第15条 支部理事会は、支部の運営と活動に関する企画及び調整を行う。
- 2 支部長、副支部長及び支部理事を構成員とする。
- 第16条 支部理事会は、支部長が召集し、支部長が議長を務める。
- 2 支部理事会は、必要に応じて開催する。
- 3 支部理事会は、構成員の過半数の出席によって成立し、出席構成員の過半数をもって議決できる。ただし、出席には委任状でもって替えることができる。
- 4 支部理事会に、支部長が認めた会員は出席できる。

第 6 章 事業計画・事業報告等

- 第17条 支部長は、次年度の事業計画及び予算案を作成し、支部理事会の承認を得た後、本部に申請しなければならない。
- 2 年度予算の執行は、本部理事会で承認された支部予算に基づき、支部理事会が承認した計画に従って、支部長が決定する。
- 第18条 支部長は、会計年度終了後速やかに、前年度の事業報告及び決算書を作成し、支部理事会の承認を得た後、本部に提出しなければならない。

第 7 章 補 則

- 第19条 支部の運営細則は、支部理事会で別途定めることができる。
- 第20条 本内規は、支部理事会の3分の2以上の議決を経て変更することができる。
- 第21条 本内規は、支部発足日：令和 2 年 12 月 15 日より施行する。

以上